

阿賀野市情報セキュリティ研修業務委託に係る仕様書

1 業務名

阿賀野市情報セキュリティ研修業務委託

2 業務の目的

本業務は、阿賀野市（以下「本市」という。）で策定した「阿賀野市情報セキュリティポリシー」に基づき情報セキュリティ研修を実施することにより、本市職員が遵守すべき事項や情報セキュリティについて重要性を認識し、理解することで、本市職員の情報セキュリティ対策における意識醸成を図ることを目的とする。

3 履行期限

令和9年3月31日

4 履行場所

阿賀野市岡山町地内（阿賀野市役所）

5 業務内容

（1）研修計画

落札者は、契約後に研修の年間計画を作成し、本市の合意を得ること。

その際、次年度以降の計画を盛り込んだものを作成すること。

（2）各研修の実施内容

① 管理職向け情報セキュリティ研修

（ア）研修の目的

管理職として必要とされる情報セキュリティについての基礎知識の理解、最新の脅威及び他団体の被害状況を把握し、情報セキュリティ責任者として適切な判断や指示が可能となることを目指す。

（イ）研修の対象者

課長補佐級以上の職員

（ウ）研修目標受講者数

60名程度

（エ）研修時間と実施回数

- ・ 1回あたり2時間から3時間程度（質疑応答の時間を設けること）
- ・ 1日間で2回実施する（午前回と午後回）
- ・ いずれも同一の内容とする

（オ）研修実施日

落札者と協議の上、決定する。（1月上旬を想定）

（カ）理解度テスト及び受講者アンケート

研修終了後、3週間以内に実施する。

② 一般職向け情報セキュリティ研修

(ア) 研修の目的

一般職として必要とされる情報セキュリティについての基礎知識の理解、日常業務で実践できる情報セキュリティ対策を習得することを目指す。

(イ) 研修の対象者

係長級以下の職員

(ウ) 研修目標受講者数

540名程度

(エ) 研修時間と実施回数

- ・ 1回あたり2時間から3時間程度（質疑応答の時間を設けること）
- ・ 2日間で4回実施する（各日の午前回と午後回）
- ・ いずれも同一の内容とする

(オ) 研修実施日

落札者と協議の上、決定する。（1月上旬を想定）

(カ) 理解度テスト及び受講者アンケート

研修終了後、3週間以内に実施する。

(3) 各研修の共通事項

- ① 研修は、集合研修（オンサイト）で実施することとし、講師を派遣すること。
- ② 研修内容を検討し、各研修の目的を達成するための研修教材を作成すること。研修教材には、阿賀野市情報セキュリティポリシーの内容を盛り込むこと。
- ③ 研修教材は、Microsoft PowerPointで作成すること。次年度以降、本市で修正や追記したものを利用可能であること。
- ④ 研修教材は、スライド1ページごとに台本を作成すること。
- ⑤ 研修会場は、阿賀野市役所内の会議室とし、本市が指定する。
- ⑥ 電子データは研修日の2開庁日前までに納入すること。
- ⑦ 研修実施の際に使用するプロジェクターやスクリーン等の機材は、本市で用意する。
- ⑧ 集合研修に参加できなかった職員に配布することを想定し、各研修の実施内容を録画し、③と併せて庁内展開する。録画に必要な機材は、本市が用意する。
- ⑨ 理解度テスト及び受講者アンケートを作成し、集計の上、任意様式で報告すること。
- ⑩ ⑨の結果を踏まえて、(1)で提出した次年度の研修計画に修正を加えたものを提出すること。

6 研修教材に用いる基準

(1) 必須とする基準

- ① 阿賀野市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）

(2) 参考とする基準

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- ③ 著作権法（昭和45年法律第48号）
- ④ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑥ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ⑦ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- ⑧ 阿賀野市個人情報保護法施行条例
- ⑨ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- ⑩ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- ⑪ 情報セキュリティ 10 大脅威 2026（独立行政法人情報処置推進機構（IPA））
- ⑫ 上記のほか、情報セキュリティに関し有用な基準で、本市と協議して採用するもの

7 資格要件

- (1) 受託者は、情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービス）に登録されていること。
- (2) 受託者は、ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）認証又は JIS Q 15001（プライバシーマーク）認証のいずれか1つ以上を取得していること。
- (3) プロジェクトメンバーには、情報セキュリティ研修に必要な知識及び経験（過去3年以内に地方公共団体における情報セキュリティ研修の実績）を有する者が1人以上含まれていること。
- (4) プロジェクトメンバーには、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。
 - ① システム監査技術者
 - ② 公認情報システム監査人（CISA）
 - ③ 公認システム監査人
 - ④ ISMS 主任審査員
 - ⑤ ISMS 審査員
 - ⑥ 公認情報セキュリティ主任監査人
 - ⑦ 公認情報セキュリティ監査人
 - ⑧ 情報処理安全確保支援士

(5) プロジェクトメンバーには、研修内容の品質の保持のため、次のいずれかの実績（実務経験）を有する者が1人以上含まれていること。

- ① 情報セキュリティ監査
- ② 情報セキュリティに関するコンサルティング
- ③ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）

8 成果物と納入方法

次に掲げる成果物を書面（A4版を基本とする）及び電子媒体（CD-R）にて、必要数を納入すること。また、次に掲げるものの他に、業務の遂行に必要なものについては、本市と協議の上で納入すること。

(1) 成果物

- ① 研修計画 1部
- ② 管理職向け情報セキュリティ研修教材 1部
- ③ 一般職向け情報セキュリティ研修教材 1部
- ④ 理解度テスト 結果報告書 1部
- ⑤ 受講者アンケート 結果報告書 1部
- ⑥ データ消去・破棄証明書

(2) 納入方法

- ① 紙媒体 上述のとおり
- ② 電子媒体 PDF形式の他、加工可能な形式（Microsoft Word、Excel又はPowerPointのいずれか）で納入すること

(3) 納入場所

阿賀野市総務部デジタル推進課とする。

9 著作権に関する事項

成果物及びこれに付随する資料は、全て本市に帰属するものとし、書面による本市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、本市は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

10 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

(1) 資料の提供

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は本市が妥当と判断する範囲内で提供する。なお、受託者は、本市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本業務にあたり収集した一切の資料を速やかに破棄するものとする。破棄後、「データ消去・破棄証明書」

を本市に提出すること。

(2) 再委託

受託者は、本業務の実施にあたり他の業者に再委託することを原則禁止する。再委託が必要な場合は、本市と協議の上、事前に書面により本市の承認を得ること。

(3) 秘密保持

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(4) 議事録の作成

受託者は、本業務の実施にあたり本市と行う会議及び打合せ等に関する議事録を作成し、本市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(6) 報告

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、本市と密接に連絡を取り、業務の進捗状況を報告するものとする。

1.1 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については本市と協議の上、決定するものとする。